④ 被共済職員期間の「合算」

「合算」とは、退職により途切れることとなる前後の被共済職員期間を合算して、退職手当金の算定の基礎期間とするものです。（平成１８年４月１日以後の退職者に適用）

１　「合算制度利用申出書」の提出による合算

転職等により退職し、再び被共済職員となった場合、前後の被共済職員期間を合算する制度です。

次の①から⑤の条件をすべて満たす場合に、ご利用いただけます。

① 前の勤務先で、被共済職員として継続して１年以上勤務していること。

② 前の勤務先を退職した際に、退職手当金を請求していないこと。

③ 退職した日から起算して３年以内（平成２８年３月３１日以前の退職においては２年以内です）に、共済契約対象の施設に加入要件を満たして就職したこと。

④ 再就職した際に、機構あてに合算制度を利用する申し出を行ったこと。

⑤ 退職した理由が、自己の犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行でないこと。

例

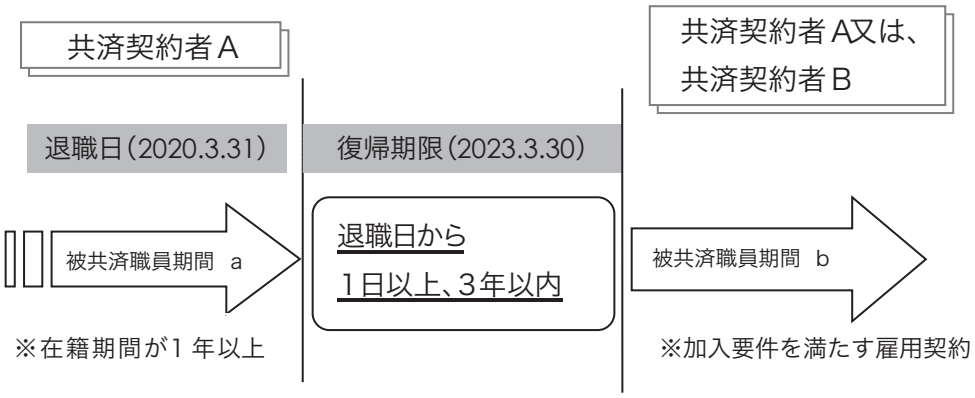

被共済職員期間　aと被共済職員期間　b を合算します。

※ただし異動先の施設が、「平成１８年４月１日以後加入させない届出（特別養護老人ホーム等）」、「平成２８年４月１日以後加入させない届出（障害者支援施設等）」又は「退職手当共済契約部分解除通知書（制度改正後職員の部分解除）」を提出している場合は、合算申出を行うことはできません。

2　共済契約対象外施設等へ異動した場合の合算

共済契約の対象施設の職員が、同じ共済契約者が開設している共済契約対象ではない施設に配置換えとなり、再び配置換えで共済契約の対象施設の職員となった場合に、次の①から④の条件をすべて満たすと、前後の被共済職員期間を合算することができます。

① 契約対象施設で、被共済職員として継続して１年以上勤務していること。

② 契約対象外施設に配置換えとなった際に、退職手当金を請求していないこと。

③ 配置換えの日から起算して５年以内に、加入要件を満たした雇用条件で、共済契約対象の施設に配置換えとなったこと。

④ 契約対象外施設と契約対象施設への異動の度に、それぞれ「共済契約対象（外）施設等異動届」（様式第９号）を機構あてに提出していること。

3　契約解除に伴う合算

経営者と当機構の間での共済契約が解除（注）された場合、継続して１年以上被共済職員であった職員は、次の①から③の条件をすべて満たすと、前後の被共済職員期間を合算します。

① 解除されたことで被共済職員でなくなった日まで継続して１年以上被共済職員であったこと

② 被共済職員でなくなった日から起算して１か月を超え、同日から起算して５年以内に再び被共済職員となったこと。

③ 再び被共済職員となってから引き続き１年以上被共済職員であったこと。

注　ここでいう「解除」とは、次の事由によります。
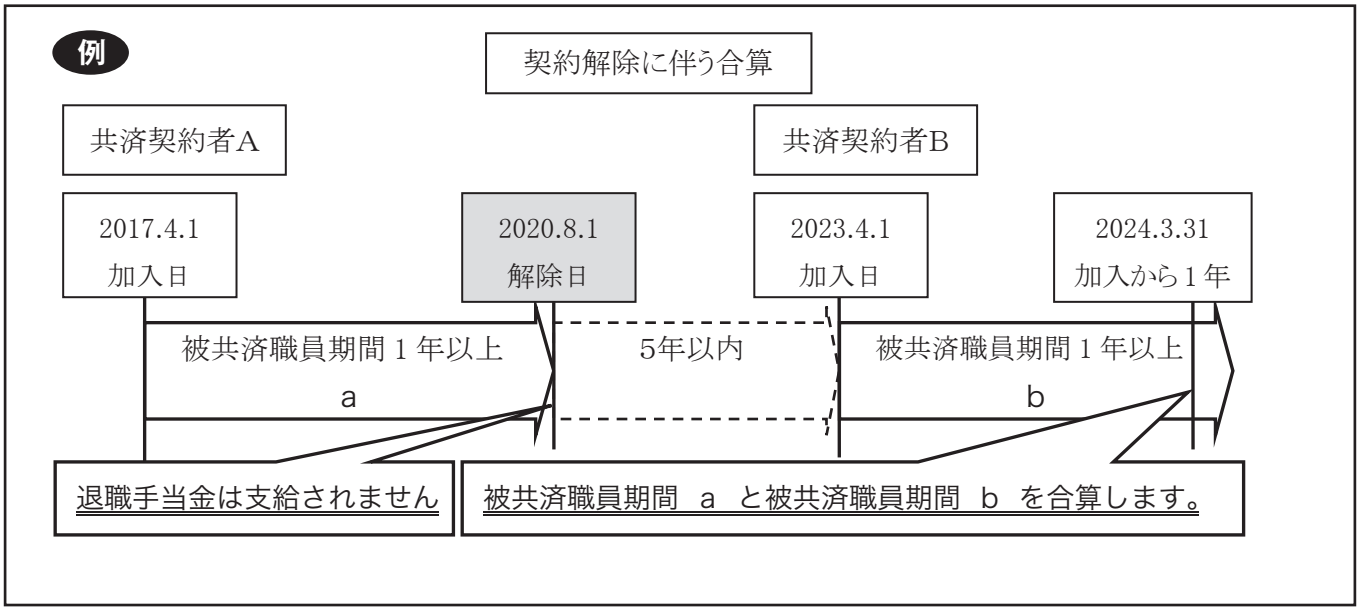
- 納付期限後２か月以内に掛金を納付しなかったことによる共済契約の解除
- 被共済職員について中小企業退職金共済法に基づく退職金共済契約を締結したことによる共済契約の解除
- 届出及び記録の作成保存等の義務履行の違反、立入検査の拒否又は妨害等を行ったことによる共済契約の解除
- 被共済職員全員の同意を得たことによる任意の共済契約の解除
- 施設全体の被共済職員全員の同意を得たことによる任意の共済契約の部分解除